

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第93号）（行財政局人事部人事課）

市長の附属機関である京都市帰宅困難者観光地対策協議会及び京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会を廃止するとともに、新たに京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会及び京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会を設置し、それらの担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため次のとおり改正することとしました。

別表1京都市帰宅困難者観光地対策協議会及び京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会の項を削り、同表1京都市観光振興審議会の項の次に、京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会及び京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会	下京区西部エリアの活性化を目的とした将来構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第93号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市帰宅困難者観光地対策協議会及び京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会の項を削り、同表1京都市観光振興審議会の項を次のように改める。

京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	1年
京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会	下京区西部エリアの活性化を目的とした将来構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)